

第3次京都市産業廃棄物処理指導計画 取組工程表(平成23~32年度)

施 策	具体的な事務事業	平成23年度												平成24年度												平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28 ~ 32年度		
		5月 上 中 下	6月 上 中 下	7月 上 中 下	8月 上 中 下	9月 上 中 下	10月 上 中 下	11月 上 中 下	12月 上 中 下	1月 上 中 下	2月 上 中 下	3月 上 中 下	4月 上 中 下	5月 上 中 下	6月 上 中 下	7月 上 中 下	8月 上 中 下	9月 上 中 下	10月 上 中 下	11月 上 中 下	12月 上 中 下	1月 上 中 下	2月 上 中 下	3月 上 中 下							
排出事業者に対する施策	1 排出事業者への指導を充実	事業者への立入指導	産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出があつた中小企業者も立入対象に選定												指導対象を排出規模の小さい事業者に順次拡大																
	2 委託処理が適正にされていることを実地確認するよう啓発		事業者への立入指導の際に併せて啓発												月に10~15件程度を立入												継続				
	3 リサイクル施設情報の提供	京都府産業廃棄物減量・リサイクル支援センターへの参画	京都府産業廃棄物減量・リサイクル支援センターに本市も構成団体として事業に参画 京都府産業廃棄物処理・減量リサイクル情報提供等事業と連携												月に10~15件程度を立入												○	○			
	4 3Rや適正処理に積極的に取り組む排出事業者に対する認証制度の創設		「産業廃棄物自主行動計画制度」(本市制度)の「排出事業者部分」を廃止し、事業者のインセンティブとなるような制度の創設を検討												方向性の検討												○	○	○	○	
	5 建設リサイクル法の円滑な運用	建り法対象現場に対する立入調査 再資源化状況実施報告書提出指導	建り法対象現場に対する立入調査												再資源化状況実施報告書提出指導												継続				
	6 PCB廃棄物の適正保管・適正処理の指導		PCB保管届出・適正処理指導 JESCO登録指導 微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業(補助金交付)												微量PCB補助金の最終年度、補助対象の制限を緩和するなど利用拡大を図る。												継続	事業終了	継続		
	7 産業廃棄物保管用地の監視	監視パトロール 保管用地届出制度の周知	廃棄物処理法の改正に伴う届出制度の周知等												要綱改正 申請受付・制度周知												継続	継続	継続		
	8 違反行為に対する厳正・迅速な対応		届出受付・制度周知												届出受付・保管指導(制度周知)												継続	継続	継続		
処理業者に対する施策	1 優良な処理業者の育成に向けた情報公開(排出事業者への情報発信)の推進		「優良産廃処理業者認定制度」(廃棄物処理法)等を踏まえ、「産業廃棄物自主行動計画制度」(本市要綱)を見直し、新たな制度を創設												継続実施、実施状況を見ながら内容を検証												○	○	○	○	
	2 積替保管施設・処理施設への定期的な立入指導の実施		定期的な立入指導体制を確立、優良処理業者育成の観点からも実施												継続実施、23年度の実施状況を見て実施内容を検証												○	○	○	○	
	3 循環型社会ビジネスに対する振興支援	(1)中間処理業者 収集運搬業者(積替保管) 立入調査(約80社) (2)ダイオキシン行政検査 (焼却施設4社) (3)ミニ処分場(1社)	市内約80社に順次立入り(1回目)・立入票の作成 ダイオキシン行政検査(4社) 水質検査												立入り(2回目)・立入票の更新												継続				
	4 公共関与による適正処理の確保		大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス計画)への参画 堺京都環境保全公社に対する支援												継続																

